

## 国外における原子力関係事象発生時の「モニタリング強化」の実施について

平成 17 年 2 月 23 日  
放射能対策連絡会議幹事会申合せ  
平成 18 年 3 月 10 日 一部改正  
平成 24 年 9 月 19 日 一部改正  
平成 25 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 30 年 3 月 22 日 一部改正

「国外における原子力関係事象の発生時の対応要領」（平成 17 年 2 月 23 日 放射能対策連絡会議）に基づき、原子力関係事象発生時においては、必要に応じて以下のとおり、「モニタリング強化」を行う。

### 1. 方針

- (1) 内閣官房副長官補室は、あらかじめ原子力規制庁と協議し関係府省庁に協力を要請するものとし、関係府省庁はモニタリングの強化に当たっての方針をあらかじめ作成するなど、その調査体制の整備に努めるものとする。
- (2) 放射能対策連絡会議は、国外における原子力関係事象の発生時においてモニタリング強化の必要性及び具体的な範囲について検討を行い、必要に応じて、関係府省庁に対しモニタリング強化の要請を行うものとする。
- (3) 関係府省庁は、放射能対策連絡会議よりモニタリング強化の実施の要請があった場合は、実施可能な限りにおいてモニタリングを強化し、結果を原子力規制庁に報告するものとする。
- (4) 原子力規制庁は、モニタリング強化の結果について取りまとめを行い、放射能対策連絡会議に対して報告するものとする。
- (5) なお、「緊急事態に対する政府の初動対応体制について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）等に基づき、内閣危機管理監等からモニタリングの強化について関係府省庁に指示があった場合は、関係府省庁は必要に応じて、モニタリング強化を実施するものとする。

### 2. 分担

- (1) 内閣官房副長官補室は、原子力規制庁と協議の上、国外における原子力関係事象の発生時においてモニタリング強化の必要性及び具体的な範囲の検討を行い、放射能対策連絡会議に附するものとする。
- (2) 原子力規制庁は、関係する都道府県に対し、モニタリングポストによる空間放射線量率の監視強化及び環境試料中の放射能測定を要請するとともに、そのモニタリング結果及び各省庁の実施したモニタリング強化の結果について取りまとめを行うものとする。また、必要に応じて、日本原子力研究開発機構等に大気浮遊じん等の放射能の測定を依頼するなど、モニタリング強化への協力を要請するものとする。
- (3) 防衛省は、高空の大気浮遊じん等の放射能の測定を行うとともに、自衛隊の任務の遂行に支障を生じない限度において、原子力規制庁が実施するモニタリン

グ強化に係る要員、資機材及び環境試料の緊急輸送を行う。

- (4) 厚生労働省は、輸入食品等の放射能の測定を行う。
- (5) 農林水産省は、農畜産物、牛乳等の放射能の測定を行う。
- (6) 水産庁は、海産生物及び漁場環境の放射能の測定を行う。
- (7) 気象庁は、気象・海象情報の提供を行う。
- (8) 海上保安庁は、事故等の海域及びその近接海域の海水及び海底土等の放射能の測定を行う。
- (9) 環境省は、モニタリングポストによる空間放射線量率の監視強化及び大気浮遊じん等の放射能の測定を行う。
- (10) 原子力規制委員会は、関係府省庁及び関係都道府県が実施したモニタリング強化等の結果について、放射能対策連絡会議に対し、必要な技術的助言を行う。

### 3. 結果の公表

上記のモニタリング強化の結果の公表については、必要に応じて、放射能対策連絡会議として行うものとし、内閣官房副長官補室が対応する。